

社会保険

いばらき

5

算定基礎届事務講習会を開催します

2015 May
NO.442

- 算定基礎届の提出準備はお早めに
- 被扶養者資格（認定状況）の再確認を実施いたします
- 平成27年度茨城県社会保険協会事業計画



「小見川ふれあい公園 ポピー畑」(撮影・下妻市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

会を開催します



です。届書作成の注意点や提出に関する注意事項を説明するため、今年も

る予定です。

※社会保険労務士に委託されている事業所については、社会保険労務士に用紙をお渡しします。

※ 指定日時にご都合がつかない場合、ほかの日時(会場)にご出席いただいてもかまいません。(ご連絡は不要です。)

事務所名	日 時	会 場	出席対象事業所
水戸北	6月9日(火) 10:00~12:00	茨城県立県民文化センター 大ホール ※ 水戸市千波町東久保697	水戸市 (水戸北年金事務所管轄)
	6月9日(火) 13:30~15:30		
	6月11日(木) 14:00~16:00	常陸大宮市文化センター (ロゼホール) 大ホール 常陸大宮市中富町3135-6	常陸太田市、常陸大宮市 大子町
	6月12日(金) 14:30~16:30	ひたちなか市文化会館 大ホール ひたちなか市青葉町1-1	ひたちなか市、那珂市 東海村
※茨城県立県民文化センターにお車でのお越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。			
水戸南	6月9日(火) 10:00~12:00	茨城県立県民文化センター 大ホール ※ 水戸市千波町東久保697	水戸市 (水戸南年金事務所管轄) 笠間市、東茨城郡
	6月9日(火) 13:30~15:30		
	6月11日(木) 10:00~12:00	鹿嶋勤労文化会館 大ホール 鹿嶋市宮中325-1	鹿嶋市、神栖市、潮来市
	6月11日(木) 13:30~15:30		
	6月16日(火) 13:30~15:30	行方市文化会館 大ホール 行方市山田2175	行方市、小美玉市、鉾田市
※茨城県立県民文化センターにお車でのお越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。			
土 浦	6月15日(月) 14:00~16:00	守谷市中央公民館 守谷市百合ヶ丘2-2540-1	取手市、守谷市
	6月16日(火) 14:00~16:00	龍ヶ崎市文化会館 龍ヶ崎市馴馬町2612	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市 河内町、取手市
	6月17日(水) 14:00~16:00	つくば市民ホールやたべ つくば市谷田部4711	つくば市、つくばみらい市
	6月19日(金) 10:00~12:00	土浦市民会館 土浦市東真鍋町2-6	土浦市、美浦村
	6月19日(金) 14:00~16:00		石岡市、阿見町 かすみがうら市

算定基礎届事務講習

算定基礎届は、保険料計算や保険給付の計算基礎となる標準報酬月額を決定するための重要な届書
算定基礎届事務講習会を開催します。

ご多忙とは存じますが、事務講習会への出席につきまして、ご配慮いただくようお願いします。

なお、算定基礎届の用紙は、日本年金機構茨城事務センターから各事業所あて6月初旬ごろ郵送す

事務所名	日時	会場	出席対象事業所
下 館	6月16日(火) 10:00~12:00	古河市生涯学習センター 総和とねミドリ館 多目的ホール 古河市前林1953-1	古河市(古い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、そ、つ、ね、な、ら、む、う、の、く、や、ま、け、ふ、こ、て、あ)
	6月16日(火) 14:00~16:00		古河市(古さ、き、ゆ、め、み、し、ゑ、ひ、も、せ、す、及び 健保組合事業所)、猿島郡
	6月17日(水) 10:00~12:00	県西生涯学習センター 多目的ホール 筑西市野殿1371	筑西市
	6月17日(水) 14:00~16:00		下妻市、桜川市
	6月18日(木) 14:00~16:00	結城市民文化センター アクロス 小ホール 結城市中央町2-2	結城市、結城郡
	6月19日(金) 14:00~16:00	坂東市総合文化ホール ベルフォーレ ホール 坂東市岩井5082	坂東市、常総市
日 立	6月10日(水) 10:00~12:00	日立シビックセンター 音楽ホール ※ 日立市幸町1-21-1	日立市(日い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、そ、つ、ね、な、ら、む、う、の、く、や、ま、け、ふ)
	6月10日(水) 13:30~15:30		日立市(日こ、て、あ、さ、き、ゆ、め、み、し、ゑ、ひ、も、せ、す、及び 健保組合事業所)、高萩市
	6月12日(金) 13:30~15:30	北茨城ふれあいセンター 北茨城市磯原町本町2-5-15	北茨城市
	6月18日(木) 13:30~15:30	高萩市文化会館 高萩市高萩6番地	高萩市
	※日立シビックセンターにお車で越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。		

詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

算定基礎届の 提出準備はお早めに

健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と、標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全被保険者の4月・5月・6月に支払った報酬を「算定基礎届」に記入し、7月1日から7月10日までに提出いただきますようお願いいたします。

算定基礎届の提出

7月1日現在において社会保険に加入しているすべての従業員の方の標準報酬月額を決定するために「算定基礎届」を提出いただきます。これにより決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額などの計算の基礎となります。

届出の対象者

算定基礎届の対象となる方

	4月	5月	6月	7月
5月31日までに資格取得をした 7月1日現在在職中の方	5月31日以前に資格取得 → 7月1日に在職中			
7月1日以降に退職（予定）の方	(資格喪失予定者) → 資格喪失			
休職中・海外出張中でも 被保険者資格がある方	休職・病休など			

算定基礎届の対象とならない方

	4月	5月	6月	7月
6月1日以降に資格取得した方			資格取得	
6月30日までに退職した方 (資格喪失が7月1日以前)			資格喪失	

届出の方法

算定基礎届の届出方法は次のようになっています。

- ①年金事務所が指定する場所へ賃金台帳等を持参したうえでの審査による届出
- ②茨城事務センターへの郵送による届出

事業所の所在地ごとに年金事務所が選別し、6月初旬に送付予定の「算定基礎届」の封筒に①または②による届出方法のご案内が同封されますので、その方法に基づいた届出をお願いいたします。

算定基礎届事務講習会が開催されます

算定基礎届事務講習会が、6月に各年金事務所主催で開催されます。

日時や会場等のご案内については、2ページから3ページにかけて記載しております。また、5月に送付される「納入告知書」封筒にも同封されますので、ご確認をお願いいたします。

なお、会場での届出用紙の配布はございません。

また、駐車場が有料となる会場がございますのでご了承ください。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

被扶養者資格（認定状況）の再確認を実施いたします

本年5月末より、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者資格（認定状況）を再確認いたします。この再確認は保険料負担の軽減につながる大変重要な業務です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1. 被扶養者資格の再確認について

送付時期

平成27年5月末から
6月下旬にかけて送付します
※社労士に委託している場合は
そちらに直接届くことがあります

送付物

「被扶養者状況リスト」など

提出期限

平成27年7月末までに
ご提出願います

再確認の結果、就職や一定収入を超えたなどの理由により被扶養者から解除する方がいる場合は、同封の「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストとあわせて※**協会けんぽへ提出**をお願いいたします。

※ただし、国民健康保険等へ加入する場合は早期に処理をする必要があるため、通常の手続きと同様に**「被扶養者異動届」を直接、日本年金機構茨城事務センターへご提出ください。**

再確認の対象となる方

被扶養者資格の再確認の対象となる方は、**次の方を除く、全ての被扶養者です。**

- ① 平成27年4月1日時点で18歳未満の方
- ② 平成27年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方

※すべての被扶養者さまが上記①または②に該当する場合、再確認が不要となるため、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

2. 平成26年度に実施した際の効果

協会けんぽ全体で**約6.9万人**の方が被扶養者から解除され、高齢者医療への拠出金等として**約34億円が軽減**されました。再確認へのご協力、誠にありがとうございました。

被扶養者から除かれた理由は、『就職したが削除する届出を年金機構へ提出していなかった。』というものが大半でしたが、収入超過による削除についても見受けられました。

皆さまからお預かりした健康保険料を大切に利用するため、ご協力お願いいたします。

《お問い合わせ先：029-303-1582（業務グループ）》

「社会保険 いばらき 2015.3月号」の記事の訂正とお詫び

「社会保険いばらき 2015.3月号」の記事におきまして、下記の記載誤りがございました。

事業所・関係者各位に、ご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、今後はこのような誤りがないよう細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。

記

➤ 協会けんぽからのお知らせ（4ページ）特定保険料率、基本保険料率についての記載

誤）茨城支部の健康保険料率（9.92%）のうち、**5.14%**分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、**4.78%**分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

正）茨城支部の健康保険料率（9.92%）のうち、**6.09%**分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、**3.83%**分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

《お問い合わせ先：029-303-1580（企画総務グループ）》

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki

☎029-303-1500（代表）

一般財団法人茨城県社会保険協会からのお知らせ

平成27年3月開催の理事会・評議員会において、一般財団法人茨城県社会保険協会の平成27年度事業計画について審議され成立しましたのでご報告いたします。

I 事業計画

1. 社会保険制度の普及宣伝

- (1) 広報紙「社会保険いばらき」を発行し、事業主及び被保険者等に社会保険制度の普及や協会事業の周知を図る。
- (2) 社会保険事務講習会及び年金委員・健康保険委員研修会等に冊子等を配布し、社会保険制度の円滑な運営に寄与する。

2. 年金セミナー・健康管理講座の開催

被保険者の退職後に向けた年金制度及び健康管理に関する講習会を開催する。

3. 健康づくり事業

- (1) 健康運動指導士、管理栄養士等を事業所へ派遣し、職場の健康づくりや体力づくりの指導講習会及び健康相談の実施。
- (2) 健康ウォーキングを開催し、健康増進を図る。
- (3) トレーニング施設と契約し、体力づくりを奨励し健康増進を図る。
- (4) 契約保養施設と契約し、冬季の健康増進を奨励する。

4. 保健施設事業

- (1) 被保険者及び家族の保養を目的として、契約保養施設と契約し、利用のあっせんを行う。
- (2) 被保険者及び家族の心と体の健康保持を目的として、各種補助事業を実施する。

II 年間スケジュール

平成27年度事業計画に基づく、年間スケジュールは下記のとおりです。

事業内容、申込方法など詳細については、各事業実施前にご案内申し上げます。

	社会保険制度普及啓発事業		健康づくり事業				
	社会保険いばらき 発行・配布	年金セミナー 健康管理講座開催	健康づくり講習会	健康ウォーキング 開催	トレーニング 施設等補助	契約保養施設 利用補助	
4月	配布		申込により 全会員対象			申込により 全会員対象	
5月	配布 (実務冊子同封) (前期補助事業案内)						
6月	発行						
7月	発行						
8月	配布 (後期補助事業案内)	11月開催通知発送					
9月	発行				川越・巾着田散策		
10月	発行						
11月	配布	水戸・つくば 日立会場 (2月開催通知発送)					申込により 全会員対象
12月	発行						
1月	配布						
2月	発行	水戸・土浦 日立会場					
3月	配布						

※「社会保険いばらき」配布月は、全会員事業所へ配布 ※「社会保険いばらき」発行月は、社会保険協会ホームページに掲載

	保健施設事業					
	潮干狩り 利用補助	夏季プール 利用補助	果物狩り 利用補助	東京ディズニー リゾート入園補助	アイススケート 補助事業	室内楽の夕べ
4月						
5月	申込により 全会員対象					
6月						
7月						
8月		申込により 全会員対象				
9月			申込により 全会員対象	申込により 全会員対象 (補助券交付は 抽選にて決定)		
10月						古河市にて開催 (下館支部会員対象)
11月						
12月					申込により 全会員対象	
1月						
2月						
3月	申込により全会員対象					

※一般財団法人茨城県社会保険協会の事業計画は社会保険協会ホームページをご覧ください。